

岩手県告示第142号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、監視伝染病の発生を予防するため、次のとおり検査を実施する。

令和7年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施の目的 ブルセラ症の発生予防
- （2） 実施する区域 県内全域
- （3） 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 家畜の種類 牛
 - イ 家畜の範囲 （2）の区域内で飼育する牛でブルセラ症の発生を予防するため家畜保健衛生所長がブルセラ症の検査をする必要があると認めた牛
- （4） 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- （5） 検査の方法 抗体検査
- （6） 手数料 検査の際1頭につき830円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 2（1） 実施の目的 結核の発生予防
- （2） 実施する区域 県内全域
- （3） 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 家畜の種類 牛
 - イ 家畜の範囲 （2）の区域内で飼育する牛で結核の発生を予防するため家畜保健衛生所長が結核の検査をする必要があると認めた牛
- （4） 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所
- （5） 検査の方法 ツベルクリン検査
- （6） 手数料 検査の際1頭につき730円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。
- 3（1） 実施の目的 ヨーネ病の発生予防
- （2） 実施する区域 次に掲げる区域とする。
 - ア 県内全域
 - イ 盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡葛巻町、同郡岩手町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、北上市、遠野市、一関市、和賀郡西和賀町及び二戸郡一戸町の区域
 - ウ 盛岡市、宮古市、八幡平市、岩手郡岩手町、下閉伊郡岩泉町、花巻市、一関市、胆沢郡金ケ崎町及び九戸郡洋野町の区域
- （3） 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 家畜の種類 牛
 - イ 家畜の範囲
 - （ア） （2）アに掲げる区域にあつては、同区域内で飼育する牛でヨーネ病の発生を予防するため家畜保健衛生所長がヨーネ病の検査をする必要があると認めた牛
 - （イ） （2）イに掲げる区域にあつては、同区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があつた農場で飼育し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。）
 - （ウ） （2）ウに掲げる地域にあつては、同区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後1年未満のもの及びヨーネ病の発生があつた農場で飼育し家畜伝染病予防法第51条の規定に基づき検査するものを除く。）
- （4） 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及

び場所

(5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条の規定による方法

(6) 手数料 検査の際1頭につき730円（1及び2の検査を同時に受ける場合にあっては、1,970円）を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

4(1) 実施の目的 腐^そ蛆病の発生予防

(2) 実施する区域 県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 蜜蜂

イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する蜂群

(4) 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 臨床検査及び細菌検査

(6) 手数料 検査の際1蜂群につき70円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

5(1) 実施の目的 豚オーエスキー病の発生予防

(2) 実施する区域 県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 家畜の種類 豚

イ 家畜の範囲 (2)の区域内で飼育する豚で豚オーエスキー病の発生を予防するため家畜保健衛生所長が豚オーエスキー病の検査をする必要があると認めた豚

(4) 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 臨床検査及び血清学的検査

(6) 手数料 検査の際1頭につき530円を岩手県収入証紙をもって納付するものとする。

6(1) 実施の目的 伝達性海綿状脳症の発生予防

(2) 実施する区域 県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

ア 家畜の死体の種類 牛

イ 家畜の死体の範囲 (2)の区域内で生じた牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項による届出の対象となる牛（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

(4) 実施の期日及び場所 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する期日及び場所

(5) 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則第9条の規定による方法

(6) 手数料 徴収しないものとする。